

令和2年度 建設工事等請負業者等競争参加資格停止一覧

番号	競争参加資格停止理由	有資格業者名	措置期間	概要
1	不正又は不誠実な行為 (第2条第1項別表第2第9号)	株式会社 クボタ	令和2年7月3日から 令和2年8月2日まで (1か月)	左記業者及び左記業者の従業員は広島県尾道市内の汚泥処理設備工事現場において、平成30年12月20日、請負人の労働者に機材搬入口を塞ぐ蓋の取り外し作業を行わせるに当たり、開口部からの墜落により労働者に危険を及ぼすおそれがあったのに囲い等を設けず、もって請負人の労働者の労働災害を防止するために必要な措置を講じなかったことから、令和元年9月25日、岡山簡易裁判所から労働安全衛生法違反により罰金刑の略式命令を受けた。
2	不正又は不誠実な行為 (第2条第1項別表第2第9号)	山陽建設株式会社	令和2年7月3日から 令和2年8月2日まで (1か月)	左記業者は、同社が所有する船舶において、同社の従業員が国土交通省令で定める技術上の基準に適合する船舶発生油等焼却設備を用いないで、船舶発生油等を焼却したとして、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律違反で略式起訴され、平成30年11月15日付けで尾道簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受けた。
3	不正又は不誠実な行為 (第2条第1項別表第2第9号)	大成建設株式会社	令和2年7月17日から 令和2年8月16日まで (1か月)	左記業者は、請け負った鹿児島市内の耐震改修工事の現場において、石綿等の除去作業を行うに際し、法定の除外事由がないのに、所轄の労働基準監督署長にその計画を届け出ることなく石綿等除去工事を実施したとして、同社の使用人が労働安全衛生法違反で略式起訴され、令和2年4月3日付けで鹿児島簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受けた。
4	不正又は不誠実な行為 (第2条第1項別表第2第9号)	高松建設株式会社 ※「高」は正しくは「はしごだか」	令和2年10月9日から 令和2年11月8日まで (1か月)	左記業者は、元請として請け負った市内の共同住宅新築工事において、平成30年10月3日、労働者に地下地面の掘削作業を行わせるに当たり、労働者が安全に昇降するための設備を設けず、もって労働者の労働災害を防止するための必要な措置を講じなかったとして、同社及び同社の使用人が労働安全衛生法違反で略式起訴され、令和2年1月8日付けで市川簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受けた。また、このことにより、令和2年3月9日付けで国土交通省近畿地方整備局長から建設業法第28条第1項の規定に基づく指示処分を受けた。
5	工事関係者事故 (第2条第1項別表第1第8号)	若築建設株式会社	令和2年10月9日から 令和2年11月8日まで (1か月)	左記業者が施工する千葉港湾事務所発注の「港湾災害復旧工事(元年災港第1・2号)」において、令和2年5月25日、消波ブロックの移動作業を行っていたところ、3点吊りの玉掛けワイヤーのシャックルをすべて外し、クレーンで巻き上げた際、ワイヤー1本が型枠にかかりブロックが転倒した。その際、玉掛け者かつ合図者であった下請業者の作業員が転倒したブロックの下敷きになり、死亡が確認された。
6	虚偽記載 (第2条第1項別表第1第1号)	日本船舶薬品株式会社	令和2年11月6日から 令和2年12月5日まで (1か月)	左記業者は、令和2年7月1日に支店長(年間代理人)を変更したにもかかわらず、市川市が発注する一般競争入札に旧支店長名で入札を行った。
7	公衆損害事故 (第2条第1項別表第1第5号)	三徳建設株式会社	令和3年2月8日から 令和3年4月7日まで (2か月)	左記業者は、市川市発注の「市川第4-4処理分区污水管渠布設工事(第R0215工区)」において、路盤の取り壊し作業中、作業により生じた段差に自転車に乗った通行人が落下し、負傷する事故を発生させた。

8	独占禁止法違反 (第2条第1項 別表第2第4号)	(1)アルフレッサ株式会社 (2)株式会社スズケン (3)東邦薬品株式会社	令和3年2月8日から 令和3年8月7日まで (6か月)	左記3社及び使用人は、独立行政法人地域医療機能推進機構が発注する医薬品の入札について、独占禁止法に違反する犯罪容疑で、令和2年12月9日に公正取引委員会から検事総長に告発された。
---	--------------------------------	---	-----------------------------------	---